

【 手術 】

184 骨折非観血的整復術（その他の骨折非観血的整復術）の算定について

《令和6年5月31日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い（変更前）

肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他は、骨折部を非観血的に整復した場合に算定するものである。

肋骨骨折に対しては、通常、徒手整復せずに絆創膏等により骨折部固定を行う。したがって、肋骨骨折に対しては、J001－3 鎖骨又は肋骨骨折固定術で算定することが妥当と考える。

以上のことから、肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 の算定は、原則として認められないと判断した。

○ 取扱い（変更後）

肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「10」その他の骨折非観血的整復術の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

K044 骨折非観血的整復術「10」その他の骨折非観血的整復術は、骨折部を非観血的に整復した場合に算定するものである。

肋骨骨折に対しては、通常、徒手整復せずに絆創膏等により骨折部固定を行う。したがって、肋骨骨折に対しては、J001－3 鎖骨又は肋骨骨折固定術で算定することが妥当と考える。

以上のことから、肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「10」その他の骨折非観血的整復術の算定は、原則として認められないと判断した。